

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
230011	(Ⅱ)景品表示法の不適用	不当景品類及び不当表示防止法	景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。	<p>・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合</p> <p>の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価とする寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】 ② 景品表示法の不適用</p>	<p>※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容 寄付を行った側： 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側： 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して： 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。</p>	E		<p>要望内容からは、提案の寄付行為が、そもそも景品表示法の規制対象となる景品類に該当するの判断できない。 なお、事業者が一般消費者向け以外に提供する景品類については、懸賞により提供するもの、新聞を発行又は販売する者が新聞購読者向けに提供するもの、医療用医薬品メーカー等が医療機関等向けに取引を不当に誘引する手段として正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて提供するもの以外は景品規制が適用されない。</p>	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0035031	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	消費者庁